

法務局

大事な遺言書

預かります



遺言書ほかんガルー

～自筆証書遺言書保管制度～

岡山地方法務局

法務局の自筆証書遺言書保管制度の利用をお考えの方へ

はじめに、こちらをご覧ください！

遺言とは

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするものです。

これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。

遺言の方式は主に、**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**があります。

どちらの方式の遺言にされるかは
それぞれの特徴を踏まえて お選びください。



自筆証書遺言

◇ 手軽で自由な方式 ◇

- ◆ 15歳以上で、ご自身で書くことができれば、いつでも作成できます。
- ◆ 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ◆ 遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。
- ◆ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続きが必要です。

公正証書遺言

◇ 信頼性の高い方式 ◇

- ◆ 法律専門家である公証人が2人以上の証人の立会いのもとで作成します。
- ◆ 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
- ◆ 財産の価額に応じた手数料が必要です。
- ◆ 公証人がその原本を厳重に保管します。
- ◆ 家庭裁判所での検認手続きが不要です。

※公正証書遺言に関する相談は、お近くの公証役場へお問合せください。

自筆証書遺言書保管制度とは

自筆証書遺言の遺言書を法務局（遺言書保管所）でお預かりする制度です。

自筆証書遺言書保管制度を利用すると…

- ◆ 遺言書は法務局において、適正に管理・保管されます。
- ◆ 法務局で保管された自筆証書遺言書は、家庭裁判所での検認手続きが不要です。
- ◆ 遺言者死亡後、法務局に遺言書を保管していることをお知らせすることができます。保管申請時に遺言者が希望された場合で、通知対象者は1名のみです。

【注意事項】

法務局では、民法の定める自筆証書遺言書の形式に適合するかについて、外形的な確認を行います。遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。

自筆証書遺言書の作成時の注意事項

本文は、遺言者本人が自書（手書き）しなければなりません。

遺言書

1. 長女法務花子に、別紙の不動産を相続させる。
2. 長男法務一郎に、私名義の(株)法務の株式 12000 株を相続させる。
3. 孫の法務三郎（平成2年7月10日生）に(株)法務銀行〇〇支店（普通口座123456）の預金を遺贈する。

作成年月日が必要です。

署名押印が必要です。

令和2年7月10日 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 法務太郎 印 1 / 2

上5mm
下10mm
左20mm
右5mm
の余白が
必要です。

余白

別紙

1. 所在 〇〇市〇〇区〇〇町
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 350平方メートル

法務太郎 印

上記1中、3字削除2字追加 法務太郎 2 / 2

訂正した場合、

- ・訂正部分に押印が必要です。
- ・訂正した旨を自書し、署名しなければなりません。

財産目録（別紙）にも署名押印が必要です。

財産目録（別紙）は、パソコンで作成したものや通帳などのコピーを添付する方法で作成することができます。

※遺言書の様式例及び用紙例については、法務省ホームページに掲載されています。

自筆証書遺言書の保管の申請に必要なもの

- ・自筆証書遺言書（用紙はA4サイズ、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないもの）
- ・申請書（法務省指定の様式）
- ・添付書類（本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写しなど ※作成後3か月以内）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書）
- ・手数料（1通につき3,900円 ※収入印紙で納付してください）

自筆証書遺言書の保管の申請先

遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局

※遺言書保管の申請をする際は、予約が必要となります。

予約の方法については、法務局手続案内予約サービス専用ホームページ、又は、法務局への電話もしくは窓口において、予約することができます。

自筆証書遺言書保管制度についてのお問合せ先

管轄 法務局	管轄区域	電話番号	所在地
岡山地方法務局 3階（供託課）	岡山市/玉野市/赤磐市/ 加賀郡吉備中央町（岡山地方法務局 高梁支局の管轄に属する地域を除く）	086-224-5699	岡山市北区南方一丁目 3-58
備前支局	備前市/瀬戸内市/和気郡和気町	0869-64-2770	備前市東片上382
倉敷支局	倉敷市/総社市/都窪郡早島町	086-422-1260	倉敷市幸町3-46
笠岡支局	笠岡市/井原市/浅口市/浅口郡里庄 町/小田郡矢掛町	0865-62-5295	笠岡市十一番町3-2
高梁支局	高梁市/新見市/ 真庭市の内（阿口/上皆部/上中津井/上水 田/五名/下皆部/下中津井/宮地/山田） 加賀郡吉備中央町の内（上竹/北/黒土/黒 山/岨谷/竹荘/田土/豊野/西/納地/宮地/ 湯山/吉川）	0866-22-2318	高梁市落合町近似500 -20
津山支局	津山市/真庭市（岡山地方法務局高梁支局 の管轄に属する地域を除く）/美作市/真 庭郡新庄村/苫田郡鏡野町/勝田郡勝央町/ 勝田郡奈義町/英田郡西粟倉村/久米郡久 米南町/久米郡美咲町	0868-22-9157	津山市田町64

自筆証書遺言書保管制度について

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



自筆証書遺言書保管制度の手続の予約について

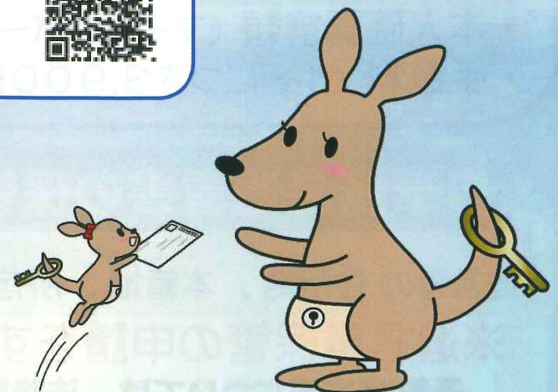
法務局手続案内予約サービス専用ホームページ

<http://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



公正証書遺言に関するお問合せ先

- 岡山公証人合同役場 086-222-7537
- 岡山公証センター 086-223-9348
- 倉敷公証役場 086-422-4057
- 笠岡公証役場 0865-62-5409
- 津山公証役場 0868-22-5310



遺言書ほかんガルー

令和3年7月版